

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月5日
【計算期間】	第24期（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）
【発行者名】	日本ビルファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 西川 勉
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	日本ビルファンドマネジメント株式会社 取締役運営本部長 三竿 公彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03 (6259) 8681
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年9月27日提出の有価証券報告書に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

下線_____は訂正箇所を示します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

5【運用状況】

(2)【投資資産】

②【投資不動産物件】

(イ) 投資不動産物件及び信託不動産の内容

A. 投資不動産物件及び信託不動産の概要

<訂正前>

(前略)

物件の名称	NBF大崎ビル
(中略)	
特記事項	<u>準共有者間協定において、受益権持分の分割請求禁止が定められています。</u>

(後略)

<訂正後>

(前略)

物件の名称	NBF大崎ビル
(中略)	
特記事項	<u>①本敷地について境界は確定していますが、一部について境界確定通知書の作成手続き中です。</u>
	<u>②本敷地に関し、「東京都環境確保条例」に基づき土壌調査が実施され土壌汚染が認められたものの、建築工事の際の掘削などにより適切に場外に搬出しています。</u>
	<u>③本物件は信託受益権の準共有持分であり、本投資法人は他の準共有者との間で準共有者に係る協定書等の適用を受けます。なお、本協定において準共有持分を譲渡する場合の他の準共有者の優先的な買取権、準共有に係る分割請求の禁止などが定められています。</u>

(後略)

<訂正前>

(前略)

物件の名称	セレスティン芝三井ビルディング
(中略)	
建物管理会社	<u>三井不動産ビルマネジメント株式会社</u>

(後略)

<訂正後>

(前略)

物件の名称	セレスティン芝三井ビルディング
(中略)	
建物管理会社	<u>三井不動産株式会社</u>

(後略)

B. エンジニアリングレポートにおける数値の抜粋

<訂正前>

(前略)

物件名称	報告書日付	長期修繕の費用見積合計 (千円) (注2)	地震リスク分析における予想 最大損失率 (PML) (%) (注3)
(中略)			
ゲートシティ大崎	平成22年11月30日	8,397,224	1.5

(後略)

<訂正後>

(前略)

物件名称	報告書日付	長期修繕の費用見積合計 (千円) (注2)	地震リスク分析における予想 最大損失率 (PML) (%) (注3)
(中略)			
ゲートシティ大崎	平成24年11月2日	11,377,066	1.5

(後略)

以 上